

2月定例県議会一般質問

2014年3月4日 阿部裕美子県議

質問

日本共産党の阿部裕美子です。一般質問を行います。

原発事故から3年が経過し、問題がより鮮明になってきました。避難者の中には住宅の自力再建が出来て、仮設から転出する方もいる一方で、未だ先が見えない避難生活を余儀なくされ、震災関連死や孤独死が増え、「復興格差」が指摘されています。

安倍内閣が進める消費税増税や年金削減、介護保険の負担増など社会保障の削減はさらに暮らしを脅かし、復興の足かせとなることは明確です。県は今年を「新生ふくしま胎動の年」と位置付けましたが、関東大震災の時に、命を守り、一人一人の生活再建を第一にした「人間の復興」を提唱した東京商大の福田徳三教授の理念こそ、復興の基本に据えるべきであることを改めて申し上げます。

震災前における福島県は福祉・医療・教育分野の指標がいずれも全国最下位クラスにありました。今回の震災で現れた困難は、平常時の私たちの暮らす社会の仕組みのもろさであり、子どもや高齢者や障がい者など、最も弱い立場にある人たちに集中してあらわれました。

私たちは大震災から多くを学び、人間中心の社会づくりの視点に立って、社会資源の本格的な整備と住民のつながりを再生していくことが求められていると思います。福祉・医療・教育重視の施策は雇用拡大にもつながることが試算され、地域を元気にさせることが指摘されています。県が表明する「日本一子育てしやすい福島県」「日本一長生きできる福島県」を実現するための施策の具体化と体制の強化こそ、重視すべき課題であります。

はじめに、被災者の健康維持について伺います。

震災関連死が1,660人を超えてなお増え続けています。震災で救われた命が、その後の避難生活、仮設住宅生活など復興過程で困窮し、命を落とすようなことがないようにあらゆる手立てをとって防がなければなりません。根元復興大臣は「震災関連死」の増加を食い止めるために、方針を明らかにしました。県は「震災関連死」を防ぐための健康対策にどのように取り組むのか伺います。

東日本大震災で、本県は「福祉避難所」が1か所も開設されませんでした。この間、その役割の重要性が明らかにされてきました。いざという時に機能できるものとしての整備が必要です。2013年9月時点で県内19自治体、128か所となっていますが、基本的にはすべての市町村に体制を整える必要があると思います。どのように、いつまでに整備していくのか見解を伺います。

また、「福祉避難所」開所に当たっての要員不足が指摘されました。仙台市では諸団体との協定や施設職員と応援の介護員との連携がしやすいようなマニュアル作りなどを進めていますが、福祉避難所の応援要員の確保について、平時から準備を進める必要があると思います。見解を伺います。

被災者の支援は住宅再建を中心に、生活、生業、雇用、地域コミュニティの再生を一体と

して進めていくことが重要です。同時に避難生活の長期化に伴って、大きなストレスを抱えている県民の心のケア対策が一層重要な課題となってきました。チェルノブイリ原発事故でも長期的に課題に残ったのが精神保健上の問題だったといわれています。

先の見えない状態が長期化することによって、踏ん張る気力を失い、うつやアルコール依存、自殺の増加などが心配されます。

県立医科大学は、昨年10月から「災害こころの医学講座」を開講しました。「こころのケア」に取り組むにふさわしい精神科医や臨床心理士や看護師など専門的な人的配置など体制強化が必要であると思います。

県は、ふくしま心のケアセンターについて、どのように体制強化に取り組むのか伺います。

支援に当たっている保健・福祉関係者や行政職員らも避難者と同じような境遇の中で奮闘しています。これらの支援に当たる人のケアも重要です。

県は、被災者の支援にあたる保健・福祉関係者などの支援者に対するケアにどのように取り組んでいくのか伺います。

阪神淡路大震災時の調査において、男性病死者の約40%が肝臓疾患であり、その内の60.7%に慢性的な多量飲酒かアルコール依存症があったという孤独死の特徴が指摘されています。無職であるという問題と同時に、アルコール依存対策が重要であります。県は被災者のアルコール依存対策にどのように取り組んでいくのか伺います。

心のケア問題ではとりわけ子どもたちのケアが重要です。震災で家族を亡くしたり、仮設住宅に住まわざるを得なくなったり、一家離散などがきっかけで、不眠、うつ、パニック症状、ストレスによる身体症状などの被害が発生しているとの精神科医の指摘があります。

避難場所を転々とする中で、不登校になってしまった子どもたちもいます。今まで経験したことのない困難に直面した子どもたちの心に寄り添った対応を行っていくためにはこれまでの延長線上の取り組みでは済まないと思います。子どもたちの思いに寄り添った対応を強化するため、スクールカウンセラーを全校に配置し、スクールソーシャルワーカーの思い切った増員を図るべきと思いますが、県教育委員会の見解を伺います。

子どもたちの心を豊かに育む読書の力の大きさからも、学校図書館の役割の重要性が各方面から指摘されています。大震災に直面した福島県でこそ、今、力を入れて取り組むべき課題ではないでしょうか。学校図書館が十分に機能し、活用されるかどうかは専任司書が配属されるかどうかによるところが大きく、しかも臨時ではなく、正規職員として配置されることが最も良い方法です。島根県では県が財政負担をして全県の小中学校にいわゆる学校司書を配置しています。福島県においても、全ての公立小中学校に司書教諭ではなく、専任のいわゆる学校司書の配置を行うよう県が支援すべきだと思います。県教育委員会の見解を伺います。

また、全ての県立高校に司書教諭ではなく、いわゆる学校司書を正規職員として配置すべきです。県教育委員会の見解を伺います。

次に、障がい者支援についてうかがいます。

昨年4月に福島県聴覚障害者情報支援センターが開所されました。7つの政令都市と全国

都道府県の中で 46 番目の開所です。ようやくの感がぬぐえません。

NHK 調査によれば、東日本大震災における岩手県、宮城県、福島県 3 県の障がいのある人の死亡率は健常者の 2 倍に上りました。震災は障がいのある人に対して、より過酷な影響を及ぼすことが明らかです。震災被害だけではなく、これまでの制度政策面の弱さが露呈したものと指摘されています。視覚や聴覚が不自由で津波から自力で逃げる事が出来なかったなどの事例があることから、このような悲劇を繰り返さないために県として、障がい者の被災状況の調査と検証が必要です。見解を伺います。

震災により直接死亡した浜通りの市町村における障がい者の人数を伺います。

一緒に避難生活をしていた父親が病気になってしまったために仮設での生活を続けることが出来なくなり、行き場に困ってしまった障がい者がいますが、震災から 3 年を経て、生活も変化しています。避難されている障がい者が、今、どのような状況におかれているのか県としても現状把握が必要であると思います。見解を伺います。

大震災において、障がい者の全国組織「きょうされん」が南相馬市で取り組んだ支援活動は今後に貴重な教訓となるものだと思います。個人情報保護法によって、障がいのある方たちがどこにいるのかも把握できず、支援ができなかった時に、市の協力によって名簿が開示され、実態把握が可能となり、具体的支援が有効にできました。命が危うい状況の方の救出もでき、障がい者の避難支援のあり方や名簿開示などについて平時から各自治体と協議をしておく必要性が明らかになりました。県はこの教訓を生かし、今後、災害時の障がい者の避難支援を円滑に進めるために、どのように取り組んでいくのか伺います。

国連の障害者権利条約の批准承認を受け、福島県においても障がいのある人の参加の下、「障がい者権利条例」を制定すべきと思います。県の考えを伺います。

障害者虐待防止法の施行から 1 年余が経過し、厚生労働省は半年間で確認された障害者虐待は 1,524 件、被害者数は 1,699 人と全国状況を公表しました。氷山の一角との指摘がありますが、本県における障がい者虐待の状況を踏まえ、虐待防止にどう取り組むのでしょうか、伺います。

次に高齢者福祉についてうかがいます。

“夕映えの時を美しく”とのことばがあります。誰もが迎える老後、人生の最後を安心して暮らせることを願わない人はいません。しかし現実には“介護も金次第”の様相が強まっています。安倍政権が進める介護保険「改革」は「要支援者」から訪問介護と通所介護を取り上げ、ボランティアにゆだねていくもの。特別養護老人ホームから要介護 1・2 の人を締め出すなど“保険あって介護なし”が極まるものです。暮らせない低い年金。増える医療費の負担とお年寄りを取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。「高齢になるほど幸福度が増す国」とはかけ離れた日本の現実です。

特別養護老人ホームに入所を希望しながら入所できずに待たされている入所希望者が 2013 年 4 月 1 日付けで 12,495 人となっています。特別養護老人ホームが足りないためにやむにやまれず、保険外でデイサービスのところにお泊りをお願いするいわゆる「お泊まりデイ」の事態が生じています。NHK で全国の報道もありましたが、県内でも狭い部屋に男女

一緒に宿泊させられるなどの実態を告発する情報が寄せられています。「お泊りデイ」の実態把握をすべきと思いますが、見解を伺います。

ここから見えてくるのは、公的な介護施設が足りない。特に特別養護老人ホームが足りないことです。入所希望者が1万人を超えて減少せずに推移している特別養護老人ホームの入所希望者の待機解消に県はどのように取り組むのか伺います。

次に特定避難勧奨地点問題についてです。

特定避難勧奨地点の指定から外された伊達市霊山町、小国・坂の上、月舘町相葎（あいよし）の住民330世帯・約1000人がADRへ集団申し立てを行いました。「特定避難勧奨地点の有無にかかわらず、放射能汚染による農業や事業への深刻な被害に苦しめられ、日常生活を阻害され、被曝による健康被害への恐怖や将来への不安といった精神的苦痛をみな一様に強いられている。こうした実態を見れば『指定なければ補償なし』となる現状の不合理性は明らかであり、同一地区内において慰謝料の支払いに差異を設けるべき事情は全くない」との内容です。ADRは勧奨地点が指定されて賠償された期間、慰謝料を東京電力が支払う和解案を提示し、東京電力もこれを受け入れました。しかし、東京電力は申し立ての理由については認められないとしています。

特定避難勧奨地点の周辺住民への賠償金について東京電力は精神的損害を認めないが、和解による解決を促進する立場で支払うとしましたが、県の見解を伺います。

ADRによる特定避難勧奨地点の周辺住民の和解内容について、同じような状況におかれている被害者に水平展開するよう東京電力に求めるべきと思いますが、見解を伺います。

次に雪害対策についてうかがいます。

県内を襲った大雪で立ち往生した車のドライバーたちに福島市国道4号沿いの松川仮設住宅の飯舘村民のみなさんが炊き出しのおにぎりを配り、飲まず、食わずだったドライバーに喜ばれ、持病のために運転席で意識を失いかけていた方が命を救われる思いだったという心温まるニュースがありました。

一方で大雪の被害はパイプハウスなどの農業用施設に被害を及ぼしました。大型の連棟ハウスや牛舎の倒壊など個人の努力では復興できない大きな被害も目立っています。被害総額は8億2千万円を超える甚大なものとなっています。原発事故、風評被害、そして雪害とトリプルパンチを受けた農家の方々の中には「これを機会にもう農業に見切りをつける」との声が聴かれます。転作作物の産地形成に努力をしてきた農家の再建に道を開くための早急な支援が必要です。

国も、被災農業者に支援策を行うとしています。

福島県の農業災害対策補助金はパイプハウスは設置から10年以内のものに限り、大型の鉄骨ハウスには適用されません。さらに国が認めたハウス残骸の撤去費用は対象でなく、再建の際の補助基準も安すぎるなど、農家の被害実態に見合っていない。原発事故に風評と苦難が続いている中での雪害であります。農家が今なお原子力災害に苦しんでいる状況を踏まえて、雪害対策に万全を期すべきです。知事の見解を求めます。

最後に除染についてうかがいます。

原発事故から3年が過ぎてもなお、住宅除染の完了数は本年1月時点で92,470戸、計画に対しての実施率39.2%です。「子ども達は泥んこ遊びもできない。いったい、あと何年待てばいいのか。」と進まない除染に県民のいら立ちが強まっています。除染の進捗状況は市町村間で大きな違いが生じています。県はこの原因をどのように把握し、対応していくのか見解を伺います。

昨年12月末からの実施状況報告の中に初めて「調査にて終了」の項目が設けられました。住民の方から必要ないと申し出る例はあると考えられますが、果たして、不安なままに除染をあきらめる例が出ないと言い切れるでしょうか。県が公表している除染実施状況に「調査にて終了」の項目を設けた理由を伺います。

IAEAの専門家が「除染の利益と負担のバランスを考えて最適化を図るべき。1ミリシーベルトにこだわる必要はない」と発言したことが波紋を広げています。低線量被曝の健康影響については医学的にも未解明です。これ以下なら大丈夫というしきい値はなく、できるだけ被曝を避ける対応こそ必要だと思います。降り注がれた放射能を取り除いて、元に戻してほしいというのが被災地の思いです。除染の目標として、年間追加被曝線量1ミリシーベルトを堅持すべきと思いますが見解を伺いまして私の質問をおわります。

答弁

佐藤雄平知事

阿部議員の御質問にお答えいたします。

雪害対策についてであります。原子力災害からの農業復興を図るため、農業者の皆さんは、本県農産物に対する風評が収まらない中、農地や樹木の除染、農作物への放射性物質の吸収抑制対策や米の全量・全袋検査への対応、避難区域等での営農再開や避難先での就農、施設園芸への転換など、大変な努力を重ねてまいりました。このような中で発生した今回の豪雪では、大型の鉄骨ハウスを含む園芸用施設の倒壊が相次ぎ被害が極めて甚大となっており、これまで原子力災害に立ち向かいながら、復興に取り組んできた農業者の営農意欲を損ないかねない深刻な状況となっております。

このため、被災農業者の力強い再起に向けて先般決定した災害特別資金による支援に加え、農業者の負担を大幅に軽減できるよう、国の支援事業の内容も踏まえ、対象施設等の大幅な拡大を含め新たな県独自の支援策を検討するとともに、農作物の生産確保に向けた技術指導を徹底し、雪害対策に万全を期してまいりたいと考えております。

一、被災者の健康維持について

保健福祉部長

震災関連死を防ぐための健康対策につきましては、避難生活の長期化に伴う精神的疲労を軽減するための心のケア、生活習慣病や生活不活発病などを予防するための健康支援、避難

者の孤立化を防止するための生活支援相談員による見守り体制の強化を三つの柱として、市町村等と一体となり引き続きしっかりと取り組んでまいります。

次に、福祉避難所につきましては、平成 26 年度内に全市町村において指定されるよう、運営等に関する研修会の開催、福祉施設等との協定締結への支援や未指定市町村への訪問による助言などに、引き続き取り組んでまいります。

次に、福祉避難所の応援要員の確保につきましては、市町村が進める、福祉関係団体・事業者等との応援協定の締結による人材確保を支援するとともに、災害時の医療福祉専門職の広域応援に関する連携体制の構築を図ってまいる考えであります。

次に、「ふくしま心のケアセンター」につきましては、臨床心理士等の専門職が被災者の心のケアに取り組んでおり、今年度は、職員を増員し、支援体制の整備を図ったところであります。今後も、引き続き、必要な専門職の確保に努めるとともに、職員の支援技術の向上に取り組むなど、センターの体制強化に努めてまいる考えであります。

次に、被災者の支援者に対するケアにつきましては、避難生活の長期化に伴い、生活支援相談員や自治体職員等の心身の疲労が見られることから、「ふくしま心のケアセンター」において、支援者を対象とした心の健康講座の開催や個別面談等を実施するなど、支援者の精神的な負担の軽減に向けた取組を進めてまいる考えであります。

次に、被災者のアルコール依存につきましては、長期に及ぶ避難生活の中で、問題が顕在化しつつあることから、「ふくしま心のケアセンター」に専門職員を配置することとしており、県立医科大学の協力の下、支援力向上研修や事例検討会を実施するなど、対策の強化に取り組んでまいる考えであります。

教育長

スクールカウンセラーにつきましては、来年度、中学校と高等学校には引き続き全校に、小学校には増員して配置し、スクールソーシャルワーカーにつきましても、増員を図るなど、教育相談体制の充実に努めてまいる考えであります。

次に、公立小中学校における学校司書の配置につきましては、平成 24 年度より新たに地方財政措置が行われているところであり、各市町村教育委員会に対し、その周知に努めるとともに、学校司書を活用した効果的な取組事例を紹介しております。

次に、県立高等学校の学校司書につきましては、いわゆる標準法に基づき一定規模以上の学校に配置しており、今後とも、生徒数の推移や退職予定者の動向等を見極めながら、適正な配置に努めてまいる考えであります。

二、障がい者支援について

保健福祉部長

障がい者の被災状況につきましては、国の「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」等において、東日本大震災における障がい者を含む災害時要援護者に対する調査・検証が行われたところであります。

次に、浜通りの市町村において震災により直接死亡した障がい者の人数につきましては、

112名であります。

次に、避難している障がい者の現状につきましては、障がい福祉サービスの実施主体である市町村や、地域自立支援協議会等との情報共有を図るほか、被災した障がい児者を対象とする相談支援事業の実施などを通して、実態の把握に努めているところであります。今後とも、障がい者の避難状況の変化に適切に対応できるよう、しっかりと取り組んでまいる考えであります。

次に、災害時における障がい者の避難支援につきましては、改正された災害対策基本法に基づき、市町村に対して、避難行動要支援者名簿の作成や避難情報の伝達などにおいて、障がい特性等が適切に反映されるよう、防災部門と連携して働き掛けるなど、避難支援が円滑に進むよう取り組んでまいります。

次に、「障がい者権利条例」につきましては、国連の障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がい者の基本的な人権を保障し、差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法が制定され、平成28年4月の施行に向け基本方針等の策定が予定されていることから、これらの動向を踏まえ、検討してまいる考えであります。

次に、障がい者への虐待につきましては、昨年度下半期の認定件数22件に対し、今年度上半期の件数は18件となっております。県といたしましては、今後とも、市町村に対する説明会や施設職員等に対する研修会を開催するほか、情報の収集や助言、啓発活動に取り組むなど、関係機関と連携を深めながら、障がい者の虐待防止に取り組んでまいります。

三、高齢者福祉について

保健福祉部長

高齢者のデイサービスでの宿泊につきましては、今年1月に実施した調査により、県内では、7市町村において15事業者、19事業所で実施していることを確認したところであり、今後は、この調査結果を基に、市町村と連携して、その実態把握に努めることとしております。

次に、特別養護老人ホームにつきましては、施設整備に対する財政支援を引き続き行い、介護保険事業支援計画に基づく整備を進めるとともに、原発事故により休止している施設についても仮設施設の整備等による事業再開を支援し、入所希望者の待機解消に努めてまいります。

四、特定避難勧奨地点問題について

原子力損害対策担当理事

特定避難勧奨地点の周辺住民への賠償金の支払いにつきましては、東京電力は、結果的に住民の置かれている状況を踏まえた対応を取らざるを得なかったものと受け止めております。県といたしましては、引き続き、地域住民に混乱や不公平を生じさせない賠償を行うよう求めてまいる考えであります。

次に、紛争解決センターによる特定避難勧奨地点の周辺住民の和解事例につきましては、同様の損害を受けている被害者からの直接請求はもとより、被害の状況が類似している地域

にも適用させるなど、引き続き、東京電力に対し、公平かつ迅速な賠償を求めてまいります。

五、雪害対策について（知事答弁）

六、除染について

生活環境部長

市町村間の進捗の違いにつきましては、それぞれの市町村における除染の開始時期や仮置場の確保状況、除染推進体制などが、主な要因であると考えております。県といたしましては、今後とも、市町村訪問等を通じて各市町村が抱える課題を丁寧に把握し、それぞれの課題に応じたきめ細かな対応を行うことにより、市町村と一体となって除染の更なる加速化を図ってまいります。

次に、「調査にて終了」の項目につきましては、自然減衰等により空間線量率が低減している中で除染実施前の詳細モニタリングの結果、測定された線量が低く除染作業を不要とするケースなどが生じており、これらを除染実施状況の結果に反映させるよう複数の市町村から要望があったことから、調査項目に加えたものであります。

次に、除染の目標につきましては、昨年 11 月に知事から安倍総理に対し、長期目標として追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルト以下を堅持するよう強く求め、昨年 12 月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」において、長期目標として追加被ばく線量を年間 1 ミリシーベルト以下になることを目指していくと明記されたところであり、今後とも堅持されるべきものと考えております。

再質問

阿部裕美子県議

はじめに知事に雪害対策についておうかがいいたします。この雪害については私たち共産党県議団も伊達市、須賀川市、田村市、いわき市等各地域の調査を行いました。この状況に基づいて 2 月 25 日には県と国への要望を行ったところでありますが、原発、風評、雪害と非常に大きな被害の中で、これから福島県の主要産業である農業をどう復興させていくか。産地崩壊にもつながりかねない事態だと思います。農家の皆さんがこの困難を克服して、農業再建に立ち向かえるように具体的な支援が求められていると思います。昨日の知事答弁で新たな県独自の支援策を検討していくということでありました。今日も同じ答弁でありますけれど、今朝の新聞報道ですと、国の方は設置から 10 年を超えたパイプハウス、それから大型鉄骨のハウスの復旧、パイプハウスのビニールやガラスなどの購入費、損傷した暖房機器や栽培設備の復旧費、復旧の見込めないハウスの撤去費など支援を行うとしております。福島県の（現行の）支援制度では対象外となるものですが、この国の施策を大いに活用しながら、基本的には農家負担なしで再建できるような内容にさせていただくよう、スピード感を持って対応すべきだと思います。もう一度答弁を求めます。

次に教育長におうかがいいたします。学校図書館の持っている重要性について、今まで経

験したことのない大震災に直面したこういうときだからこそ、学校教育の中に位置づけて取り組むべきではないかと思います。学校図書館が持っている重要な役割は、専任の司書が配置される“人がいる”図書館でこそこういう役割が発揮できるという事例があります。本が埃をかぶって、古い本しか置いていなかった図書館が、司書が配置されたことによって生徒の心が豊かに変化していくこういう実践例が報告されています。生徒の感想文です。

「図書館を利用して、命の大切さ、恋愛・友情・家族愛をたくさん学びました。図書館は私に強さや優しさをくれました」また別の生徒は「私は高校に入りたくさんの本を読みました。そして辛いときや苦しいときに勇気付けられました。これからもいろいろな感動に出会いたいと思います」またある方は「図書館に行くと私の名前を知っていて、〇〇くん今日は初めてだよね、何を読むの？と話しかけられて、そのときはうれしく感動しましたが、それから毎日本を読んでいきます」こういう実践例から見ても、生徒の豊かな心を育み、生きる力を育てているということが言えると思います。学校司書の配置をもっと具体的にすすめるべきだと思います。教育長の答弁を求めます。

再答弁

知事

国の支援事業の内容も踏まえて、県内の被害の実態を十分に把握しながら、対象施設等の大幅な拡大を含めて、新たな県独自の支援策をしっかりと検討してまいります。

教育長

学校図書館の役割、その意義というものは、私も重々自覚しているところでございます。小中学校においては現在 16 市町村に 117 名の学校司書が配置されているところです。次年度もこの拡充で各市町村教育委員会が計画しているところでございますので、先ほど答弁しましたように、各市町村教育委員会の方に地方財政措置を活用してもっと増やすように、また有効な図書館の活用例も紹介しながら普及させていきたいと考えております。

再々質問

阿部裕美子県議

教育長にうかがいます。先ほどの答弁でもありました市町村の司書配置を促進するために紹介しているというお話でありました。紹介しているだけではすすまないと思います。島根県が財政的な支援を行って、全小中高校への司書配置をすすめているそうです。この財政支援がキーポイントだと思います。県は県内市町村の学校司書配置にもっと具体的な、財政支援も含めてすすめるべきだと思います。それから県立高校の司書配置の件については、福島県は一貫して今まで後退を続けている現状です。かつて H17 年のときには、62 校、73 パーセントの配置がありましたが、H25 年度では 44 校、53 パーセントに減っております。退職された方の補充がない。だんだん減ってきて、12 学級以上に司書配置ということですから

も、現在では 12 学級以上の 10 校に配置がありません。11 学級以下でも小さな学校こそ図書館の役割が大きいということも、現場からの声があります。この現状をもう一度改めて考えていただいて、学校図書館の果たす役割についてこれまでの延長線上ではなく、いまの現状に相応しく、子どもたちの豊かな心を育んでいく場所としてもっと積極的な取り組みが必要だと思います。正職員の専任司書の配置というところが一番のキーポイントだと思いますので是非とも促進のためにもう一度お答えください。

生活環境部長におうかがいたします。除染の問題についてです。調査にて終了という件についてですが、何を基準にして具体化されているのかももう一度鮮明にお願いします。12 月末の終了状況と 1 月末の除染の終了状況の中で、調査にて終了が 623 戸減少しています。終了が増えるのではなくて減少しているという、この状況はどういう理由でしょうか教えてください。

再々答弁

生活環境部長

調査にて終了につきましては、除染前の詳細なモニタリングの結果、その線量が低く除染作業を不要とするケースなどにつきまして、「除染調査にて終了」というところに計上しているところでありまして、先ほどの 12 月・1 月の軒数につきましては、軒数の誤りということで訂正をさせていただいたところであります。

教育長

小中学校につきましては、国の地方財政措置、単年度でありますけれども、“学校図書館担当職員の配置”ということで単年度で 150 億円の財政措置があります。こちらの方を活用してということで各市町村教育委員会の方には紹介をし、合わせて有効な活用例と一緒に紹介をしております。

それから県立学校であります、高校の場合 12 学級以上のところに学校司書を配置するというのでいわゆる標準法で決まっております。ただ生徒数の減少によりまして学級数も減ってくるという状況がありまして、自然と 12 学級以上の学校が減って、配置される学校が減少しているという実情がございます。